

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

7
2013
Vol.187



平成28年に迎える創立90周年に向けて整備が進むキャンパス。充実した教育・研究環境、そして地域との交流の場が生まれています。
写真提供：学校法人 大正大学（東京都豊島区）

CONTENTS

- 平成25年度 私立大学等経常費補助金配分方法の主な変更点…………… 2
- 経営判断指標の概要と活用のポイント…………… 4
- 平成24年度版 自己診断チェックリストをご活用ください…………… 5
- 連載② 「魅力あふれる学校づくりを目指して」
「繋がり」をテーマとした地域共創まちづくり事業で魅力創り…………… 6
- インターネットによる情報提供サービスをご活用ください…………… 8
- 標準給与基礎届書…………… 9
- 災害にあったとき／私学共済ホームページをご活用ください…………… 10
- 海外診療／「限度額適用認定証」の交付申請…………… 11
- 夏休みにご利用くださいー契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用ー…………… 12
- 私学事業団の直営宿泊施設…………… 13
- I N F O R M A T I O N…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

平成二十五年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点

平成二十五年度私立大学等経常費補助金の算定にあたり、配分方法等の一部を見直すこととしています。

主な変更点は次のとおりです。

私立大学等改革総合支援事業

「大学力」の向上のため、大学教育の質的転換や、特色を発揮して地域の発展を重層的に支える大学づくり、産業界や国内外の大学等と連携した教育研究など、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実を図るため、経常費（一般補助・特別補助）・設備費・施設費（文部科学省執行）を一体として重点的に支援します。

◆ 当該支援事業は、次の一～三の各タイプごとに、その取り組み状況に応じて選定します。一大学等が複数のタイプに申請することも可能です。

一「建学の精神を生かした大学教育の質向上」（大学教育質転換型） （二五〇大学等）

学修時間の確保、学業に専念できる環境整備など建学の精神を生かした大学教育の質向上に積極的に取り組む大学等を支援します。

二「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」（地域特色型） （二五〇大学等）

地域貢献、社会人の受け入れ、生涯学習機能の強化など、特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくりに積極的に取り組む大学等を支援します。

ただし、「地域特色型」については、以下の(1)及び(2)の両方に該当する大学等は支援対象校となりません。

(1) 当該大学等の主たる所在地が、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県の都府県であること。

(2) 収容定員八、〇〇〇人以上の大学等であること。

三「産業界など多様な主体、国内外の大学等と連携した教育研究」（多様な連携型） （二〇〇大学等）

産業界等とのミスマッチ解消、世界で活躍する人材育成など、産業界など多様な主体、国内外の大学等と連携した教育研究に積極的に取り組む大学等を支援します。

◆ 当該支援事業に選定された大学等については、一般補助及び特別補助において、次の(1)及び(2)のとおり増額します。

(1) 一般補助

当該支援事業に選定された大学等に対して、「教育研究経常費」（教員経費・学生経費）の一〇〇程度に相当する額を増額します。

(2) 特別補助

当該支援事業に選定された大学等に対して、タイプごとに取り組む状況に応じて定額を増額します。

一般補助

一 減額又は不交付の措置をとった年度の翌年度以降の取扱い

私立大学等経常費補助金取扱要領四（五）に基づき、管理運営不適正等により補助金の減額や不交付となった学校法人等に対する翌年度以降の補助金の取り扱いについて、管理運営の改善を怠り、当初の減額事由が再発した場合や報告内容が虚偽である場合は、直ちに減額率を強化することができるものとします。

二 障がいのある学生の受入れに対する支援【単価変更】

障がいのある学生が学びやすい環境を整備し、修学機会を確保するために、各大学等における合理的配慮に対する

支援を強化するため、補助単価を倍増し、支援します。

三 解散命令のあった学校法人が設置する大学からの学生の受入れに関する取扱い（一般補助における取扱い）

解散命令のあった学校法人が設置する大学から二十四年十月二十五日以降に学生を受け入れた場合、当該学生数については、「学部等」ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減」に関し、算出基礎である学生数に算入しないなど、補助金算定上不利とならないように取り扱います。

特別補助

一 大学院等の機能の高度化への支援【拡充】

研究施設運営支援

従前の支援に加え、当該年度において文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点として認定されている施設（ただし、当該年度において文部科学省から拠点認定を理由とした財政支援を受けていない場合に限り）を有する大学等について、当該研究施設の所要経費に応じた定額を支援します。

二 未来経営戦略推進経費【内容変更】

大学等で策定している大学改革や経営改善計画などを踏まえ、企画・教務・財務面での大学改革等を支える職員の

能力向上を図るための組織的・持続的・計画的な取り組みを行う大学等を支援します。

委員の審査による採択制とし、採択された場合、原則として五か年を限度に、定員規模に応じた一定額を支援します。また、三年を経過した後に中間評価を実施します。

昨年度まで実施の定員規模の適正化等により経営改善に取り組み大学等及び経営基盤強化に貢献する先進的な取り組みを実施する大学等への支援については、新規支援は行わず、経営改善に取り組み大学等にかかる継続分についてのみ、引き続き支援します。

三 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実【拡充】

経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等事業及び卓越した学生に対する授業料減免等事業に取り組んでいる大学等に加え、特色ある経済的支援方策（学内ワークスタディ、産学合同スカラシップ）を実施している大学等についても支援します。

(1) 学内ワークスタディ（新規）

学内の多様な教育支援活動（ピアサポーター、学生チューター等）や当該学生の社会性向上に資する活動（学内での大学業務支援等）に従事する学生に対し、給付的な支援事業を実施している大学等について、一〇〇万円程度を上限に所要経費を支

援します。

(2) 産学合同スカラシップ（新規）

産業界等と連携して、産業界が一定額の負担を行う減免等奨学制度を実施している場合について、産業界等の負担額に応じた定額を支援するとともに、産業界等の負担に加えて大学等も減免等の負担を行っている場合は、大学等の負担額の二分の一を支援します。

四 解散命令のあった学校法人が設置する大学からの学生の受入れに関する取扱い（特別補助における取扱い）

二十五年一月二日以降に受け入れた学生に対し、受け入れ大学等において、既修得単位の認定や転学生に対する履修上・学生生活上の支援等適切な教育的配慮を行っている場合については、受け入れ学生数に単価を乗じた額を支援します。

震災対応



一 東日本大震災に伴う配分上の配慮

二十四年度に講じた東日本大震災に伴う配分上の配慮事項について、今年度も継続します。継続する取り扱いは次のとおりです。

(1) 震災の影響による学生数に関する取扱い

特定被災区域に設置されている学部等が収容定員充足率五〇％以下となった場合でも、補助金の交付の対象とします。また、特定被災区域に設置されている定員割れ学部等については、収容定員充足状況に応じた増減率の算定にあたり、二十二年度の増減率を下限とします。

(2) 学生のボランティア活動に関する取扱い

被災地へのボランティア活動に伴う休学により、修業年限を超えて在籍している学生について、増減率の算定上不利にならないよう取り扱います。

(3) 就職困難な学生に関する取扱い

卒業要件を満たしながらも就職できなかった学生で卒業延期が認められた者については、補助金の計算上の増減率を算定する際に不利にならないように取り扱います。

(4) 寄付金（震災義援金）支出に関する取扱い

国又は地方公共団体に対するものを除き寄付金支出については、三、〇〇〇万円を超えた額を翌年度の補助金基準額から減額できることになっていますが、「震災義援金支出」で会計処理されたものについては減額対象としません。

二 東日本大震災に対応した支援

東日本大震災により被災した学生を対象とした授業料減免等を行っている大学等や、被災地域で被災した大学等の安定的教育環境の整備への支援を今年度も継続して実施します。

(1) 授業料減免事業等支援経費（震災分）

事業の根拠規程や対象学生の基準等を整備することとし、授業料減免事業等（震災分）を実施している場合に、事業費の三分の二を上限に引き続き支援を行います。

(2) 被災私立大学等復興特別補助

被災三県（岩手県・宮城県・福島県）に所在する大学等に対して、安心・安全な教育研究環境の整備や新入生も含め学生が安心して学べる環境の整備に向けた取り組み等に対し、取り組みごとの所要経費等に応じて引き続き支援を行います。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

一般補助

☎〇三(三三三〇)七二〇〇～七三〇二

七二〇六～七三〇八

特別補助

☎〇三(三三三〇)七二〇三～七三〇五

七三〇九～七三一一

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

※ 1：教育研究活動のCF＝教育研究活動CF収入（学納金収入＋前受金収入－前期末前受金＋手数料収入＋一般寄付金収入＋補助金収入（施設除く）
 ＋資産運用収入＋事業収入＋雑収入）－教育研究活動CF支出（人件費支出＋教研費支出＋管理経費支出＋借入金等利息支出）
 ※ 2：3 か年とは、一昨年度、昨年度の決算実績及び今年度決算見込みの3 か年を指す
 ※ 3：外部負債＝借入金＋学校債＋未払金 ※ 4：運用資産＝現金預金＋有価証券＋特定預金（資産） ※ 5：修正前受金保有率＝運用資産÷前受金
 ※ 6：原則として修業年限を基準に設定する。例えば、大学法の場合が「4年」、短大法の場合は「2年」となる
 ※ 7：帰属収支差額＝帰属収入－消費支出 ※ 8：積立率＝運用資産÷要積立額（減価償却累計額＋退職給付引当金＋2号基本金＋3号基本金）

転換等の改革の成果が現れるまでに最低限必要な年数として、修業年限を基準に、大学法人の場合は四年未満に資金ショートする可能性があるかで判断します。㊦と㊧は、改革の準備・実施・経過をみる時間的な余裕があると思われる一〇年を基準に判定します。

④外部負債を約定年数又は一〇年以内に返済できない

ここでは、まず、外部負債を教育研究CFの黒字分で約定どおり返済していった場合、運用資産がマイナスになることがあるかを判定します。

次に、外部負債が運用資産を超過している場合、外部負債超過額（外部負債と運用資産の差額）を、教育研究CFの黒字分で返済すると仮定し、「外部負債超過額÷教育研究CFの黒字分」が、一〇年超かを判定します。

運用資産がマイナスになる、又は右の計算結果が一〇年を超過する場合には、負債が過大と判断し、③で耐久年数の判定をすることになります。

⑤修正前受金保有率一〇〇%未満

運用資産が前受金より少ない場合には、次年度に使うべき前受金分の運用資産を先食いしているため、資金繰りが厳しいといえ、B1のイエローゾーンとなります。

⑥帰属収支差額が三か年のうち二か年

以上赤字である

CFが黒字でも、帰属収支差額が直近二か年と今年度見込みの三か年のう

ち、二か年以上赤字の場合は、イエローゾーンの予備的段階となります。

⑦黒字幅が一〇%未満か

帰属収支差額が黒字でも、黒字幅が一〇%未満の場合は、基本金組入相当の黒字が生じておらず、消費収支が均衡しないと考え、A3となります。

⑧積立率が一〇〇%未満か

運用資産が、要積立額より少ない場合は、過去の資金蓄積が不十分として、A2となり、積立率が一〇〇%以上の場合は最も良いA1となります。

評価と対応

経営判断指標でB1～D3となった場合には、改善へ向けた対応が特に求められます。各判定における対応の目安は以下ようになります。

○「A1～B0」

現状では経営困難状態ではありませんが、自己診断チェックリスト等を活用し、問題が生じている部分がないかを定期的に把握し、対応策をとることが必要といえます。

○「B1～B4」

一〇年以上資金がもつ状態ではありますが、「本業が赤字」「過大な外部負債」「運用資産不足」のいずれかの問題を抱えていることになるため、経営改善計画を策定し、問題部分の解消に努めることが重要となります。

○「C1～C3」

一〇年未満で資金ショートする可能

性があるため、早急に期限と目標を明確にした、抜本的な経営改善計画の策定が求められます。

○「D1～D3」

四年未満で資金ショートする可能性があり、早急に金融機関との調整、遊休資産処分、不採算部門の募集停止等を含む抜本的対応が必要といえます。

経営判断指標の詳細は、事業団ホームページ▼経営支援・情報提供▼「私立学校運営の手引き」▼「私立の経営分析と経営改善計画（平成二十四年三月改訂版）」をご参照ください。

なお、この手引きでは、学校部門単位の経営判断指標も掲載しています。学校法人の経営状態の把握・分析に、「経営判断指標」を積極的に活用ください。

また、本事業団では、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び様々な情報の収集・提供業務を行っています。こちらも併せてご利用ください。詳しくは、本誌五月号八頁の「私学経営情報センターが行うサービスの案内」をご覧ください。

問い合わせ先（私学事業本部）

私学経営情報センター 経営支援室

☎〇三(三三三三)七八二七

Eメール shien@shigaku.go.jp

平成二十四年度版

自己診断チェックリストを

に活用ください

平成二十四年度版の自己診断チェックリスト「大学・短期大学編（大短編）」及び「高等学校編（高校編）」を、事業団ホームページ▼経営支援・情報提供▼「自己診断チェックリスト 平成二十四年度版」に掲載しています。

本チェックリストは、経営悪化の兆候を早期発見するための、いわば学校法人の「健康診断書」です。財務比率等により定量的なチェックを行う「財務比率等に関するチェックリスト」と、組織体制等について定性的なチェックを行う「管理運営等に関するチェックリスト」で構成されています。

また、財務比率等に関するチェックリストでは、絶対、相対、趨勢^{マゼン}評価という三つの視点から多角的に評価できるようにしています。

本チェックリストを、経営上の問題点の分析や、学内の共通理解を得るためのツールとして、学園一体となった経営改善にご活用ください。

問い合わせ先（私学事業本部）

私学経営情報センター 経営支援室

☎〇三(三三三三)七八二七

Eメール shien@shigaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ②⑥

「繋がり」をテーマとした
地域共創まちづくり事業で魅力創り

学校法人 大正大学 事務局長 柏木 正博

大正大学は文字通り、大正十五（一九二六）年に創立された、私立大学の中では比較的長い歴史を持った大学です。大乗仏教の「智慧と慈悲の実践」を建学の理念とする仏教系の大学であり、アクセスはJR山手線巣鴨駅から一駅の都営三田線西巢鴨駅から徒歩二分、また池袋、板橋、王子からも近距離にあり、立地の良さも「売り」のひとつとなっています。



旧本館の車寄せをモチーフにした正門

TSRマネジメント

大正大学では平成二十一年、理事会

において中期マスタープランを策定しました。この中で、建学の理念を現代的に表現した「4つの人となる」を教育ビジョンとして掲げ、教育活動の指標としました。それは、

- 一 生きとし生けるものに親愛のこころを持てる人となる（慈悲）
- 二 真実を探究し、自らを頼りとして生きられる人となる（自灯明）
- 三 とらわれない心を育て、正しい生き方をできる人となる（中道）
- 四 共に生き、ともに目標達成の努力ができる人となる（共生）

これらは大乗仏教思想の中核となる考え方であり、私達は教育活動のなかでこれを具現化する努力をしなければなりません。また、大学の中期的な運営目標についても「首都圏文系大学においてステークホルダーからの期待、信頼、満足度No.1を目指す」と社会に向けて約束しました。

このように社会に向けて教育ビジョンと運営目標を掲げるに至った原点は、CSR（企業の社会的責任）から発想されたTSR（大正大学の社会的責任）の概念によるものです。大学は

教育と研究の場であり、企業とはその存在意義が多少異なるとはいえ、社会的存在として、公益に資する組織である点で同様であり、満足を提供すべきステークホルダーも明快です。

すなわち、大学の社会的責任という観点で大正大学がすべての活動を行うにあたって、すべての人たちが指標とする概念がTSRであり、大学にかかわる社会的責任を認識しつつ、行動していくこと、そのことが、大学の発展につながるものであると考えます。

教育・研究に加えて社会貢献、地域連携への取り組みは大学の主な活動のひとつとして加えられ、社会的責任として対処するよう求められる時代になりました。このような経過の中で、四年前からTSRマネジメントシステムの構築を開始し、二十二年度に具体的な骨格ができました。

そのシステムとは、大学運営について「3つの経営基盤」と「5つの社会的責任」の二つに分類することから始まります。「3つの経営基盤」とは、

- ① 安定した財務基盤
 - ② 人材の確保
 - ③ 教育・研究環境
- であり、これらは経営者である理事会が担保すべき条件です。

また、「5つの社会的責任」は、

- ① 優れた教育・研究活動
- ② 充実した学生生活
- ③ 特色ある地域・社会貢献

④ ミッションに基づく学風の醸成
⑤ TSRによる大学運営

です。この分野は、私たち教職員が全力で取り組むべきものです。具体的取り組みについては、中期マスタープランに目的、目標を明快にした上で、教育・研究組織、さらには事務部局別にブレイクダウンし、個々の取り組みについても定量的、定性的な目標を掲げています。また、点検・評価活動によって、目標と現実とのギャップを測定し、フィードバックさせようとするものです。

このように、TSRマネジメントはPDCAサイクルを稼働させるためにシステム化された運営体制です。

地域社会への貢献

ところで、中期マスタープランにおける「5つの社会的責任」の第三項目に「特色ある地域・社会貢献」があります。そこには「本学のこれまでの社会貢献活動の歴史と実績を尊重しつつ、本学独自の取り組みを通して、特定の地域（エリア）やステークホルダーに対して大学のなしうる連携活動や貢献を行っていく」ことがうたわれています。

すなわち、生涯学習拠点としての機能や、地域振興、活性化、コミュニティ再生などの地域課題に組織的に取り組むことを意味しています。



学びの場であると同時に、地域との交流の場でもある「光とことばのフェスティバル」

これまで、地元自治体である豊島区との連携、協働に関しては、個々の協定のもと幾多の共同調査や教育・研究活動を行い、実績を残してきました。その実績をさらに充実・発展させるために「鴨台プロジェクトセンター（鴨台（おうだい）＝巣鴨の高台という意味の愛称）」を二十四年四月に開設しました。これによって、これまで学部、学科、科目単位で行われていた地域社会との交流が、学部の垣根を越えて対応することができるようになりました。

内拠点としての役割です。本学は震災直後に宮城県南三陸町で延べ一五〇名の教職員、学生が組織的にボランティア活動を行いました。昨年三月には「東北再生 私大ネット36（サンリク）」（現在加盟校二三校）が設立され、本学は事務担当校として被災地と連携し、ボランティア学生の派遣業務などを行っています。

また、本年三月には「学生が集う南三陸町」を実現するために、現地に研修センター（一般社団法人）が建設され、本学は企画・運営などに全面的に協力しており鴨台プロジェクトセンターは、重要な役割を担っています。被災地住民との密接な意見・情報交換を行い、長期的な展望のもと、他大学との連携によって力強い支援を継続していきたいと考えます。

すがも花街道プロジェクト

こうした背景のもと、大学全体を総括するテーマを持った取り組みを計画しています。それは「すがも花街道プロジェクト」です。

巣鴨はかつて花や野菜の種を街道沿いで販売していました。また、花づくり、特に菊の栽培が盛んで、毎年、江戸一の菊まつりが行われていました。地蔵通りと庚申塚通りは宗教文化の香り高い街道ですが、仏教は特に花を大切にし、愛します。

これにちなんで本学の前を通る旧中山道を「すがも花街道」と称して、季節ごとの花を飾り、人々が季節の移ろいを感じ、心を潤すことができればと、このプロジェクトは企画されました。プロジェクト運営には、本学が支援するNPO法人や、事業法人がかかわっていきます。花は毎月入れ替わり、地域配布用と販売用に分割されてNPO法人が地域活動を、事業法人が販売、収益活動を行います。一方で花づくりは、宮城県南三陸町に農園を作り、町民の協力を得て栽培する予定です。また、休日や休暇を利用した学生ボランティアが花づくりを手伝うこととなります。



今後多くの花で彩られる予定の庚申塚通り側

また本学では、今年五月に仏教文化施設「すがも鴨台観音堂」（通称・鴨台さざえ堂）が落慶しました。これは

会津にある「さざえ堂」を模して建築され、聖観自在菩薩を安置しています。さらに、御堂の前庭約三、〇〇〇平米は地域との交流の場として開放され、様々なイベントが開かれる予定です。



平成25年5月に落慶した地域の新たなランドマークである仏教文化施設「すがも鴨台観音堂」

これらの事業により、大学と地域がつながり、まさに活力が生まれると同時に、地場産業をおこしていきます。「繋がり」をテーマとした本学の地域振興支援に向けた取り組みはこれから本格化し、文化として定着するまで取り組んでいくことを約束したいと思います。

寄稿者紹介

柏木 正博（かしわぎ まさひろ）

大正大学事務局長。教務部長、事業推進部長等を経て平成二十年より現職。

インターネットによる
情報提供サービスを
ご活用ください

私学事業団では、私立学校の財務状況、教育条件等を把握するため、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人を対象として「学校法人基礎調査」を、特別支援学校・幼稚園・専修学校・各種学校法人・その他法人・個人立の学校を対象として「学校法人等基礎調査」を実施しています。

調査により収集した情報を基に、次の提供サービスをインターネットを通じて行っています。学校法人の経営課題の把握、計画的な財政運営の一助として、ぜひご利用ください。

I 学校法人概要情報の提供

学校法人及び設置する私立学校の概要情報を、次の内容で提供しています。

○法人名、学校名、学部名、学科名、理事長・学長等名、郵便番号、所在地、電話番号、認可年月日、男女校別ほか

II 私学情報提供システムによる
各種分析資料の提供

収集した情報を様々な角度で分析し

た各種資料を「私学情報提供システム」(平成二十五年度利用開始)により、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人を対象に提供しています。

自学校法人の情報のほかに全国の学校法人、私立学校の合算値や学生等一人当たり平均値等、また系統別、規模別等に絞り込んだ情報を定型的な帳票(PDF形式)で出力することができ

ます。
提供している情報は次のとおりです
(下表参照)。

○学生等関係(学生等数、卒業生進路、納付金に関連するもの等)

○教職員関係(教職員数、専任教職員給与に関するもの等)

○財務関係(貸借対照表、消費収支計算書、資金収支計算書、人件費支出内訳表、財務比率表等)

○今日の私学財政(全国の大学等を設置する学校法人・学校部門の財務状況について集計・分析した刊行物と同一内容)

◎ 利用方法

I 学校法人概要情報

事業団ホームページ▶助成業務▶「学校法人情報検索システム」より閲覧してください。検索方法の詳細については、同ページの「利用の手引き」をご覧ください。

私学情報提供システムによる提供データ一覧(主な帳票のみ)

データ区分	出力帳票名(PDF)	年度範囲			帳票内容の単位			出力オプション	条件設定
		単年度	5か年	12か年	法人	学校	学部等		
学 生 等 関 係	学生等募集一覧表			○		○	○	○	○
	学生・生徒・児童・幼児数		○			○	○	○	○
	卒業生進路状況表		●			●	●	○	○
	学生等納付金一覧表		○			高・中・小のみ	大・短のみ		○
教 職 員 関 係	教員・職員数		○			○	○	○	○
	年齢別平均給与一覧表	●				●	●		○
財 務 関 係	貸借対照表		○		○			○	○
	消費収支計算書		○		○	○		○	○
	資金収支計算書		○		○	○	○	○	○
	人件費支出内訳表		○		○	○	○	○	○
	財務比率一覧表			○	○	○			○
今日の私学財政	貸借対照表	○	○		○				
	消費収支計算書	○	○		○	○			
	資金収支計算書	○	○		○	○			
	財務比率表	○	○		○	○			

注1：○印のあるものは、ダウンロード可能です。ただし●印は大学、短期大学(高専含みます)法人のみです。
ダウンロードができるデータは集計値及び自学校法人等のみで、他の学校のデータはダウンロードできません。

注2：出力オプションに○印のあるものは、合算、1法人当たり、1学校当たり等の選択が可能です。

注3：条件設定に○印のあるものは、都道府県別、系統別、規模別等の条件設定による絞り込みが可能です。

注4：詳細な定型帳票種別については、操作マニュアルをご覧ください。

II 私学情報提供システム
事業団ホームページ▶助成業務▶学校法人ポータルサイト▶「私学情報提供システム」よりアクセスしてください。

また、本システムは、セキュリティの確保のため、別途本事業団から発行する認証情報が必要となります。ご利用に当たっては、ポータルサイト内にある操作マニュアルをご覧ください。

なお、本システムでは対応できない特別な分析データについては、直接本事業団にご連絡いただければ、作成・提供いたしますので、併せてご利用ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 私学情報室
☎〇三(三三三)七八四六・七八四七

標準給与基礎届書

提出はお済みですか
—七月十日締め切り—

業務部 資格課

六月中旬に学校法人等に送付した「標準給与基礎届書」(以下「基礎届書」といいます)は、掛金や給付の算定基礎となる標準給与の月額を決定する大切なものです。正確に記入し、期限内に必ず提出してください。

提出期限 七月十日

提出先 私学事業団

業務部 資格課

基礎届の対象者

「基礎届書」に記載されている加入者は、資格取得年月日が平成二十五年五月三十一日以前で、六月一日現在加入者として確認している人です。

記載されている加入者が資格喪失をしたときは、「基礎届書」の備考欄に資格喪失年月日を記入し、二重線で抹消してください(「資格喪失報告書」が未提出の場合は、至急提出してください)。

また、六月二日以後に五月三十一日以前にさかのぼって資格取得が確認された加入者については、別途、「基礎届書」を送付します。

ただし、所属学校変更の場合は、前任校の加入者番号で処理ができるため、後任校に改めて「基礎届書」は送付しません。

磁気媒体による報告の場合

磁気媒体により「基礎届書」を送付するときは、加入者番号・生年月日に誤りがないか確認のうえ、必ず私学共済ホームページ(事務担当者コーナー)「磁気媒体での申請」の磁気媒体作成機能で媒体チェックを行ったうえで、チェック後に出力される「標準給与基礎届の磁気媒体による報告送付状」を添付して送付してください。

さかのぼってベース改定(ベースアップ等)をした場合

①六月以前に差額支給が実施されたときは、改定後の給与で「基礎届書」

を提出してください。

②七月以後に差額支給が実施されるときは、「基礎届書」は改定前の給与を報告することとなっているため、訂正の必要はありません。

提出後に給与額を訂正する場合

①八月十日までに給与月額の誤りが判明したときは、誤って記入した人の分のみ訂正理由を記入した文書(任意用紙)を添えて「基礎届書」を再度提出してください(「基礎届書」の上部余白に「訂正分」と朱書きしてください)。

※「基礎届書」は私学共済ホームページ(様式用紙等のダウンロード)からダウンロードするか、業務部資格課まで請求してください。

②八月十一日以後に給与月額の誤りが判明したときは、「給与訂正申出書」を提出してください。

③磁気媒体で報告した「基礎届書」に誤りが判明した場合も、前記①及び②により訂正を行ってください(再度磁気媒体で提出されますとデータに支障をきたす場合があります)。

その他の注意事項

①固定的給与に変動があり、標準給与の月額が二等級以上増減したときは、別途「標準給与改定届書」を提出してください。

出してください。

②「基礎届書」の記載内容に誤りがあっても、「基礎届書」は訂正しないでください。氏名・生年月日を訂正する場合は「加入者異動報告書」を提出してください。

③昨年度の定時決定から、年平均額による保険者決定の仕組みが導入されました。要件に該当する場合は、申立書や同意書等の提出も必要となります。

④「基礎届書」の記載にあたっては、「基礎届書」と一緒に送付した通知文「平成二十五年標準給与の定時決定の実施について」を参照してください。

⑤七十五歳以上の在職者も「基礎届書」の提出は必要になります。

確認通知書の送付

「基礎届書」に基づき決定された標準給与については「確認通知書(2)」を九月中旬に送付しますので、給与月額等の内容を確認してください。確認内容に誤りがある場合は、訂正等の手続きをしてください。

「基礎届書」の提出がないと…

九月以後の掛金だけでなく、各種の給付金や将来の年金にも影響することになりますので、必ず提出してください。

災害にあったとき

災害見舞金

業務部 短期給付課

加入者やその被扶養者（任意継続加入者を含みます）が、台風や水害、火事などの非常災害により、住居や家財に5分の1以上の損害を受けたときは、災害見舞金や災害見舞金付加金が請求できます。

【請求方法】

「災害見舞金・災害見舞金付加金請求書」に「災害状況明細書」を添えて請求してください。

災害見舞金請求書の証明欄に市区町村長、消防署長又は警察署長の証明を受けるか、り災の程度が明記されたり災証明書を必ず添付してください。

また、「災害状況明細書」は、支給額の算出の基になりますので、住居や家財の現状や損害の状況をできるだけ詳しく記載してください。

【支給額】

住居又は家財が3分の1以上焼失又は滅失した場合は、損害の程度に応じて標準給与の月額0.5～3か月分の災害見舞金と災害見舞金の60%相当額の災害見舞金付加金を、住居又は家財が5分の1以上3分の1未満焼失又は滅失した場合は、標準給与の月額0.5か月分の災害見舞金付加金を支給します。

また、災害見舞金付加金を決定した人には、災害見舞品のカタログを送付しますので品物を選び同封の「災害見舞品連絡書」でお申し込みください。

災害貸付

福祉部 貸付課

加入者（任意継続加入者を除きます）が、水震火災その他の非常災害にあったために、資金を必要とするときに貸付けします。

▶申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

▶貸付額

標準給与の月額の6か月分相当額の範囲内（限度額200万円）

▶貸付利率

年2.00%（平成25年7月現在の特例利率です）

▶申し込み手続き

貸付申込書及び借用証書に、公的機関が発行するり災証明書を添付し、学校法人等を経由して申し込んでください。

▶申込受付期間

災害発生日以後6か月以内です。

私学共済ホームページを「活用ください」

広報相談センター 広報班

私学共済ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp/>）には、加入者や事務担当者の皆様の役に立つ様々な情報を掲載しています。

「事務担当者コーナー」には、次のようなコンテンツがあります。

◆事務担当者用ログインページ

事務担当者の皆様のための専用ページです。ログインの際に必要なユーザー名・パスワードは五月号の加入者向広報「レター」の送付状に掲載しました。ご不明な場合は、郵送しますので広報班までご連絡ください。

このページには、「事務の手引」、「私学共済ブック」、「連絡会テキスト」等をPDF形式で掲載している他、次の業務カレンダーを掲載しています。

・業務カレンダー

共済業務に関わる年間・月間の主な事務の概要を確認できます。また、問い合わせの多い内容をQ&A形式で掲載しています。

◆お知らせ

事務担当者の皆様へ向けたニュース

と私学事業団からお送りした通知文を掲載しています。

◆共済業務スケジュール

四か月分のカレンダーに共済業務のスケジュールを掲載しています。毎月二十五日に更新します（平成二十五年八月については十六日に更新する予定です）。

◆標準処理期間

学校法人等からの届け出を受け付けてから本事業団で処理するまでの標準的な期間（郵送期間を除きます）及び処理後に送付するものを掲載しています。標準処理期間は、書類に不備がない場合の目安の期間です。

* * *

私学共済ホームページには、この他「様式用紙等のダウンロード」や広報誌のバックナンバーを掲載している「刊行物」など、いろいろなコーナーがあります。掲載内容は、随時充実させていく予定ですので、ぜひご活用ください。

海外診療

海外旅行には「海外診療報酬（医科・歯科）明細書」を持参しましょう

業務部 短期給付課

海外では加入者証等が使用できないため、緊急を要し、やむを得ず受診したときは現地で医療費を全額支払うことになります。このような場合は、後日療養費・家族療養費を請求することができます。

請求にあたっては、「海外診療報酬（医科・歯科）明細書」の提出が必要になりますので、海外へ出かける際には「海外診療報酬（医科・歯科）明細書」を持参してください。

なお、治療目的の渡航や現地での健康診断については支給対象となりません。

●支給額の算定

海外で受診した場合、治療にかかった金額がそのまま療養費の支給額に反映されるわけではありません。診療内容を国内での保険診療の基準に置き換えて算定し、その七割に相当する額を支給します。

このため、実際に海外で支払った金額より支給額が大幅に少なくなる場合があります（支給額が一〇分の一以下になることもあります）。

●請求方法

次の書類を医療機関別、入院・外来別、受診した月別に分けて、学校法人等を経由して（任意継続加入者は直接）提出してください。

①療養費・家族療養費等請求書

発病又は負傷の原因、加入者証を使用できなかった理由として具体的な渡航目的（留学・出張・観光など）を必ず記入してください。

②海外診療報酬（医科・歯科）明細書

現地で診療した医師から詳しい診療内容の証明を暦月ごとに受けてください。

記入内容は必ず邦訳し、邦訳者の氏名及び住所を記入してください。

③外国診療記録書

国名、診療年月日、具体的な診療内容、支払金額及び通貨単位を詳しく記入してください。

④領収書（原本）

受診した医療機関発行の原本を添付してください。

※①～③の用紙は私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」からダウンロードできます。

●時効

給付を受ける権利は、医療機関に医療費を支払った日の翌日から二年です。請求漏れのないよう注意してください。

「限度額適用認定証」の

交付申請

七十歳未満の人が医療機関等で受診したときの窓口負担を軽減します

業務部 短期給付課

医療機関等の窓口で支払った医療費（保険診療分）の自己負担が高額になった場合、「高額療養費」「一部負担金払戻金」「家族療養費付加金」を、後日学校法人等を経由して送金します。

しかし、一時的でも窓口で高額な医療費を支払うことは大きな負担となりますので、七十歳未満の人が受診する際に「加入者証」等とともに「限度額適用認定証」を窓口に提示すれば、受診者は「高額療養費算定基準額」（自己負担限度額）までを医療機関等に支払えばよいことになります。

この制度は、「高額療養費」に相当する金額を、私学事業団が医療機関等に支払うことにより、窓口負担を軽減しています。

●「限度額適用認定証」の交付申請手続き

入院・手術など高額な医療費の負担が生じると思われるときは事前に、「限度額適用認定申請書」に所定の事項を記入・押印のうえ、学校法人等を経由して申請してください。申請用紙は、私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」からダウンロードできます。

ます。

なお、窓口で「限度額適用認定証」の提示ができず、自己負担を三割（又は二割）支払っても、「高額療養費」は「一部負担金払戻金」等とともに学校法人等を経由して、自動払い（請求手続き不要）で支給しますので、不利益となったり給付金の請求漏れにはなりません。

●七十歳以上の人の受診

七十歳以上の人は、「高齢受給者証」で自己負担限度額が確認できるため「限度額適用認定証」は必要ありません。

高額療養費算定基準額（自己負担限度額）

上位所得者 (標準給与の月額が53万円以上)	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%
一般	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
低所得者 (加入者本人が市町村民税非課税者等)	35,400円

【一般者の事例】 総医療費 500,000円の自己負担限度額

80,100円+(500,000円-267,000円)×1%=82,430円

*「限度額適用認定証」を提示しなかったときの窓口自己負担は150,000円（3割）となります。

*「一部負担金払戻金」等は後日学校法人等を経由して送金されます。

夏休みにご利用ください

—契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用—
福祉部 保健課



加入者（任意継続加入者を含みます）とその被扶養者、75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員等は、全国の宿泊施設やレジャー施設等で、利用料金の補助・割引を受けることができます。お出かけの際にはぜひご利用ください。

詳しくは「私学共済ブック [2013] [保健・宿泊編]」をご覧ください。（ ）内は「私学共済ブック [2013] [保健・宿泊編]」の該当ページです。

共済業務

厚生施設・ 健康増進宿泊施設

契約施設を利用するときに補助券が使用できます（私学事業団の直営施設では使用できません）。補助券は「私学共済ブック [2013] [保健・宿泊編]」の巻末に綴じ込んでありますので、切り取って必要事項を記入のうえ使用してください。

なお、一部割引のみで補助券が使用できない施設があります。

	厚生施設（121～160ページ）	健康増進宿泊施設（174～190ページ）
施設内容	遊園地、プール、ゴルフ場など	ホテル、旅館、民宿など
利用方法	①予約が必要な施設は直接予約をする。 ②利用施設の受け付けで利用する人全員の「加入者証」「加入者被扶養者証」等を提示する。 ③補助券は必要事項を記入し、支払いの際に提出する。	①各宿泊施設へ直接予約をする。 ②利用施設の受け付けで利用する人全員の「加入者証」「加入者被扶養者証」等を提示し、必要事項を記入した補助券を提出する。
補助内容	施設により補助額や使用できる補助券の枚数が異なりますので、「私学共済ブック [2013] [保健・宿泊編]」で確認してください。	・1人1泊につき1枚使用できます。 ・連泊での使用は2泊が限度です。 ・補助額は1枚につき2,000円となります。 ・旅行代理店やインターネットによる予約の場合、補助券が使用できない場合があります。

バカンスクーポンと 長距離フェリーの割引利用

私学事業団の直営宿泊施設や契約施設等に宿泊すると、その旅行に必要なJR乗車券等を割引購入できます。

	バカンスクーポン（JR乗車券の割引） （169～170ページ）	長距離フェリー（対象会社は5社） （170～171ページ）
利用条件	①大人2名以上又は大人と子供併せて2名以上で同一旅程をとること ②次のいずれかの施設へ宿泊すること ・私学事業団の直営宿泊施設（172～173ページ） ・健康増進宿泊施設（174～190ページ） ・私学事業団が会員契約をしている宿泊施設（161～167ページ） ・文部科学省共済組合、公立学校共済組合の直営宿泊施設（191～196ページ） ・購入する取扱旅行会社（JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー）の協定宿泊施設 ③指定地駅（宿泊施設のJR最寄り駅）を目的地とし、出発地に戻る旅行で、往路及び復路いずれも201km以上（発着が同じであること）	大人2名以上で同一旅程をとること
割引率	JR線の普通乗車券が2割引になります。 ただし、東海道新幹線を利用又は経由する場合、片道601km未満の場合は1割引きです（周遊きっぷなど各種割引きっぷ及び特急券等は対象外）。	旅客運賃と乗用車の航送料金が2割引になります。ただし、一部1割引きのフェリー会社（太平洋フェリー）や区間もあります。
利用方法	①「バカンスクーポン購入申込書」又は「契約保養所システムフェリーきっぷ購入申込書」を私学事業団共済事業本部、各ガーデンパレス（京都を除きます）共済業務課に請求してください。 ②取扱旅行会社（JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー）の支店・営業所の窓口で①の申込書と「加入者証」「加入者被扶養者証」等を提出し、きっぷを現金で購入してください。	

※旅行中は、「購入申込書（本人控え）」を必ず携帯してください。

※割引対象外の期間や区間がありますので「私学共済ブック [2013] [保健・宿泊編]」169～171ページをご覧ください。

※詳しくは取扱旅行会社の支店・営業所にお問い合わせください。

※支払い方法は現金のみになります。

宿泊・婚礼・宴会・会議など多目的にご利用いただける

私学事業団の直営宿泊施設

私学事業団では、加入者の皆様への福利厚生を目的として、全国16か所の宿泊施設を運営しています。

ご旅行やお食事会といったプライベートな時間や、出張・会議などのビジネスはもちろん、修学旅行や謝恩会などの各種学校行事など、多目的にご利用いただけます。詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。

宿…宿泊 婚…婚礼 宴…宴会・会議

札幌ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011 (261) 5311 (代表) http://www.hotelgp-sapporo.com	
仙台ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022 (299) 6211 (代表) http://www.hotelgp-sendai.com	
東京ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03 (3813) 6211 (代表) ☎03 (3813) 6290 (宿泊予約) http://www.hotelgp-tokyo.com	
湯河原「敷島館」	宿 宴
〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465 (63) 3755	
箱根「対岳荘」	宿 宴
〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460 (82) 2094	
鎌倉「あじさい荘」	宿 宴
〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467 (22) 3506	
葉山「相洋閣」	宿 宴
〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046 (875) 7300	
名古屋ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052 (957) 1022 (代表) http://www.hotelgp-nagoya.com	
金沢「兼六荘」	宿 宴
〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076 (232) 1239 http://www.kenrokusou.com	

志賀高原「やまゆり荘」	宿
〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 ☎0269 (34) 2102	
軽井沢「すずかる荘」	宿
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267 (45) 7311	
京都ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒602-0912 京都市上京区烏丸通リ下長者町上ル 龍前町605番地 ☎075 (411) 0111 (代表) http://www.hotelgp-kyoto.com	
京都「白河院」	宿 宴
〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075 (761) 0201	
大阪ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06 (6396) 6211 (代表) http://www.hotelgp-osaka.com	
広島ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒732-0052 広島市東区光町1-15 ☎082 (262) 1122 (代表) http://www.hotelgp-hiroshima.com	
福岡ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092 (713) 1112 (代表) http://www.hotelgp-fukuoka.com	

宿泊予約等については、各施設へ直接お電話していただくか、ガーデンパレスのホームページ又は私学共済ホームページ〔しがくのやど〕をご利用ください。

しがくのやど

検索

(http://www.shigakukyosai.jp/)

年会費無料

直営宿泊施設の永久利用証を兼ねたクレジットカード

私学メンバーズカード受付中!

3ブランドから選べる VISA

空港ラウンジ利用可能

海外・国内旅行傷害保険 5,000万円付 ETCスルーカード同時申し込み可能

[お申し込み対象] ■本会員: 加入者 (任意継続加入者を含む)、年金者 ■家族会員: 加入者等の配偶者

カードは <http://www.resonacard.co.jp/shigaku> 又は、下記インフォメーションデスクで請求できます。

問い合わせ先

リソナカード インフォメーションデスク
私学メンバーズカード事務局

☎0120 (559) 197 (9:00~17:00 土・日・祝日を除く)

※電話番号をお間違えないようにお願いします。



共済業務

共済事業本部

〒113-8441 文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

高齢受給者基準収入額適用申請

70歳以上の高齢受給者が医療機関等で受診する際の一部負担金は原則1割負担ですが、標準給与の月額が28万円以上の場合は3割負担となります。

ただし、3割負担の人の年収が高齢受給者基準収入額適用の条件に該当する場合は、申請により1割負担となります。

6月1日現在3割負担となっている人を対象に、「高齢受給者基準収入額適用申請書」を6月中旬に学校法人等あてに送付しました(任意継続加入者は自宅あてに送付)。

該当する場合は、平成24年分の収入額が確認できる「平成25年度所得証明書」を添付し、**7月22日(月)必着**で提出してください。

なお、高齢受給者基準収入額適用の条件に該当しない場合は、提出の必要はありません。【短期給付課】

共済定期保険の配当金を送金しました

平成24年度の収支決算の結果、剰余金が生じたため、24年10月1日現在加入している人に対して、配当金の保険料振替口座に6月26日(水)付けで送金しました。

コース名	配当率
家族年金コース	47.59%
医療保障コース	47.40%
学校加入コース	47.59%

【保健課】

特定保健指導利用券の有効期限

平成24年度の「特定保健指導利用券」の有効期限は、25年7月31日となりますので、有効期限までに、指定実施機関にて「初回面接」を受けてください。【保健課】

住宅貸付の申し込みの際には
団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度(任意加入)です。安心してマイホームに住み続けるために、住宅貸付を申し込む際にはぜひご加入ください。【貸付課】

貸付けの申し込み締め切り日に
ご注意ください

8月2日送金の申し込み締め切り日は**7月12日(金)**となります。通常の締め切り日(毎月15日)が土・日・祝日のときは繰り上がりますので、注意してください。

【貸付課】

平成25年版「事務の手引」、
「レター」7月号等の送付

平成25年版「事務の手引」、加入者向広報「レター」7月号等を7月初旬に学校法人等あてに送付しました。送付部数は5月末現在の加入者数です。部数が不足している場合は、広報班までご連絡ください。【広報班】

「住宅貸付団体信用生命保険制度事務の手引」
の改訂版を作成しました

団信制度の概要や手続きについてまとめた「住宅貸付団体信用生命保険制度事務の手引」の平成25年6月改訂版を「レター」7月号に同封しました。【貸付課】

7月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金 5月分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 6月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着) 資格 「標準給与基礎届書」提出期限
12日(金)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
17日(水)	資格 「共済制度学校法人等調査」提出期限
22日(月)	貸付 貯金 送金
25日(木)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り
29日(月)	掛金 6月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 7月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(水)	貸付 8月22日送金申し込み締め切り 掛金 6月分納期限

8月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 7月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

委員の就退任のお知らせ

◆共済運営委員会

退任 佐藤 敏彦
(平成25年5月8日付)

退任 井上 健治
小岩 利夫
清水 良一
平方 邦行
山田 かづひこ
(平成25年5月30日付)

新任 大場 一人
川上 裕美子
公江 茂
佐藤 正吉
中村 順治
(平成25年5月31日付)

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

金融機関の合併に伴う取り扱い

みずほコーポレート銀行とみずほ銀行が平成25年7月1日付けで合併し、「みずほ銀行」に統合されました。これに伴い、私学事業団(助成業務)で扱う以下の振込指定口座の銀行名が変更になります。

ただし、銀行名以外の変更はありません。

【振込指定口座】

1. 助成業務の貸付金の償還
2. 受配者指定寄付金
3. 学術研究振興基金

旧) みずほコーポレート銀行 本店



新) みずほ銀行 本店

- 「みずほコーポレート銀行」と記載された振込通知書は、10月末までみずほ銀行で取り扱いができます。
- その他、該当する学校法人等における支店名・口座番号に変更がある場合は、各業務の担当者にお問い合わせください。

融資部 融資課

☎03(3230)7869~7871

Eメール yushi@shigaku.go.jp

助成部 寄付金課

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では大学、短期大学法人の規程集、自己点検・評価報告書、学校案内など私立学校の図書資料を収集整理し、学校法人関係者の閲覧用に提供しています。

規程集については、調べたい規程を名称により検索することも可能です。制度等の見直しや規程改正をお考えの際、ぜひご利用ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7846・7847

Eメール center@shigaku.go.jp

会計処理のご質問・ご相談等を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問、ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

また、東日本大震災にかかる義援金や奨学金等の処理に対するご質問についてもお受けしています。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7846・7847・7838

FAX03(3230)8727

Eメール center@shigaku.go.jp

※Eメールでのご質問は、お名前・所属・連絡先をご記入ください。

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

京都で過ごす夏の特選宿泊プラン

貴船川床・夕涼みプラン

9月30日まで

◆1泊2食（貴船川床での夕食・ホテルでの朝食付）◆

2名1室 1名様：15,400円 3名1室 1名様：14,400円

※土曜・休前日、7月14日～7月16日、8月16日は上記料金より1,000円の割り増しとなります。
 ※2名様からの受け付けとなります。

- ・ホテル出発18：00→貴船での夕食→ホテル帰館21：00頃（送迎付き）
- ・チェックインは17：30まで。キャンセル・変更は前日の15：00までとなります。
- ・雨天・増水時は、貴船現地建物内での食事となります。あらかじめご了承ください。



貴船お食事（イメージ）

新島八重ゆかりの京を巡るプラン

12月27日まで・平日限定プラン

◆1泊朝食+新島旧邸見学◆

1名1室 1名様：8,500円 2名1室 1名様：8,000円 3名1室 1名様：7,000円

今、話題の新島八重の旧邸をご見学いただけるプランです！

- ・休館日、お盆期間、11月などご見学いただけない日がございます。
- ・9月・12月は上記の料金より、割引きとなります。
- ・ご予約はご見学の1週間前までとさせていただきます。詳しくは当館フロントまでお尋ねください。



新島旧邸（写真提供：同志社大学）

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地
 ☎075(411)0111 (JR「京都」駅から地下鉄烏丸線で「丸太町」駅下車、徒歩8分)
<http://www.hotelgk-kyoto.com>

融資事業のご案内

平成25年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成25年7月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊 戯室等の建築事業等並びに校 (園)地の買収事業等	1.5	0.9	0.7
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミ ナーハウス等の建築事業並び に当該施設建築のための土地 買収事業等	1.6	1.0	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専 修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.6
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.9	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・
元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感
のある」本事業団資金のご利用を検討され
てはいかがでしょうか。

25年度融資のご希望については、現在
受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861～7867
Eメール yushi@shigaku.go.jp